産地及び合法性が証明された木製品の登録について

　地域材活用住宅等リフォーム促進事業実績報告書（別記第6号様式）の提出に

当たっては、「対象とする木材の産地及び合法性が証明された木材であること、又は、

認証森林から産出された木材であることが証明できるもの」（以下「証明書等」という。）の添付が必要とされていますが、対象木製品について、あらかじめ一括して産地・合法性の証明を行い、届け出て登録することにより、実績報告書提出の際の証明書等の添付を省略し、手続きの簡素化を図ることとしました。

つきましては、この登録を希望する事業者は、北海道木材産業協同組合連合会まで

お申し出ください。

なお、登録された対象木製品については、ホームページ（ウッドプラザ北海道）に

「産地及び合法性が証明された木製品リスト」として掲載し、公表します。

連絡先は、次のとおりです。

連絡先：北海道木材産業協同組合連合会（道木連）

　　　　TEL：０１１－２５１－０６８３　　担当者：高藤（たかふじ）、中村

道木連のホームページ：<http://www.woodplaza.or.jp/>